

**第二節 設備に関する基準**  
**(指定重症心身障害児施設の設備)**

第八十二条 指定重症心身障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。

二 観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を有すること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定重症心身障害児施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

第三節 運営に関する基準

(施設利用者負担額の受領)

第八十三条 指定重症心身障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保証者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定重症心身障害児施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保証者が当該指定施設支援に係る施設支援費用基準額及び障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額の支払を受けるものとする。

3 指定重症心身障害児施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保証者から受けたことがで

きる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保証者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定重症心身障害児施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った施設給付決定保証者に対し交付しなければならない。

5 指定重症心身障害児施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、施設給付決定保証者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保証者の同意を得なければならない。

(準用)

第八十四条 第九条から第十九条まで、第二十一条第一項、第二十二、二十三、二十四、二十六、二十七、二十八、二十九条第一項、第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十条まで、第五十二条及び第七

十八条第二項の規定は、指定重症心身障害児施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十四条において準用する第三十五条」と、第十九条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十三条第一項から第三項まで」と、第二十一、二十二、二十三、二十四、二十六、二十七、二十八、二十九条第一項中「第二十条第二項」とあるのは「第八十三条第二項」と、第二十三、二十四、二十六、二十七、二十八、二十九条第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第八十三条第一項」とある。

とあるのは、「第八十四条において準用する次条第一項」と、第四十一条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは、「第八十四条において準用する第七十八条第一項」と、第二項の協力歯科医療機関」と、第五十二条第二項第一号中「第十八条第一項」とあるのは、「第八十一条において準用する第十八条第一項」と、同項第二号中「第二十四条第一項」とあるのは、「第八十

四条において準用する第二十四条第一項」と、同項第三号中「第三十二条」とあるのは、「第八十四条において準用する第三十二条」と、同項第四号中「第四十八条第二項」とあるのは、「第八十四条において準用する第四十八条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは、「第八十四条において準用する第五十条第二項」と読み替えるものとする。

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則

○厚生労働省令第百七十九号  
**児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の八の規定に基づき、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令**

及  
平成十八年九月二十九日  
**厚生労働大臣 柳澤 伯夫**

(定義)

第一条 この省令において「審査支払機関」とは、都道府県(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)以下「法」という。)第二十四条の三第十一項(法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他當利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託する場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会又は当該法人とする。)をいう。

2 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求をしようとする指定知的障害児施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求)

第一條 指定知的障害児施設等は、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方

式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

(障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求日)

第三条 障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附 則

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 指定知的障害児施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかるらず、障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

2 前項の場合において、障害児施設給付費等明細書には、提供した指定施設支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。)の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかるらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シーディー、ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの(次項において「磁気ディスク等」という。)のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

4 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の障害児施設給付費等明細書とみなして、第一項の規定を適用する。

(障害児施設給付費等請求書等の様式)

第三条 前条第一項の障害児施設給付費等明細書の様式は、様式第一のとおりとする。

平成 18 年 9 月 29 日 金曜日

報 告

(様式第一)

## 障害児施設給付費等請求書

(請求先)

平成 年 月 日

殿

下記のとおり請求します。

指定施設番号 平	受給者証番号
住所 (所在地)	施設名
請求電話番号	地域区分
施設名	社会福祉法人等障害者施設の有無
職・氏名	

請求金額	年	月分	百万	千	円	税
------	---	----	----	---	---	---

(様式第二)

## 障害児施設給付費等明細書

平成 年 月 分

都道府県 請求額	利用者 登録簿	社会福祉法人等 施設	自治体 助成分
年	月	年	月
平成	年	平成	年
月	月	月	月

サービス種類コード	サービス利用日数	日	日	日	合計
給付料立替					
単価(税込)	円/kw	円/kw	円/kw	円/kw	円/kw
合計	/100	/100	/100	/100	/100

特定期別 金額	易耗品 日数	市町村請求額	支掌算定期	被扶養金免除額
支掌算定期				
枚月				

三百三十五条第三項】を「三百三十五条第六項」に改め、「これらの特別徵収対象年金給付に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）が含まれるときは該老齢基礎年金に係る事項のみについて、老齢基礎年金が含まれないときは」を削り、「第四項」を「第九項」に改める。

第一百四十七条第一号中「第一百三十五条第二項」を「第一百三十五条第五项」に改め、同条第三号中「第一項」の下に「令第四十五条の二から第四十号までにおいて準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第一百三十五条第二項」を「第一百三十五条第二項」に改め、「五百五条の六までにおいて準用する場合を含む。」を加える。

第一百四十八条中「第一百三十六条第一項」の下に「令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第一百三十五条第二項」を「第一百三十五条第二項」に改める。

第一百四十九条中「第一百三十六条第二項」の下に「令第四十五条の二から第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「五百五条の次に次の二条を加える。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法)

第一百四十九条の二 法第一百三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一 法第一百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知（法第一百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徵収する場合を除く。又は第四項の規定による通知が行わされた場合において、法第一百三十五条第三項の規定により特別徵収を行うとき当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とす）ことが適当でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に六乗じて得た額

二 法第一百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第一百三十五条第三項の規定により特別徵収を行うとき、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に四乗じて得た額

二 法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき 当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に二を乗じて得た額

一 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

二 第五百十条の見出しを「支払回数割保険料額等の納入方法」に改め、同条中「第二百三十七条第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、「支払回数割保険料額」の下に「又は支払回数割保険料額の見込額」を加える。

三 第五百五十二条第一項及び第二項中「第二百三十七条第五項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加える。

四 令第四十五条の三において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

五 令第四十五条の四において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

六 令第四十五条の五において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

七 令第四十五条の六において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。